

(訟ろー01)

平成20年2月5日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 上田正俊

「「民事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用について」の概要」の送付について（事務連絡）

この度、民事裁判事務支援システムがさいたま地方裁判所に導入されることに伴い平成20年2月5日付け最高裁総三第000023号総務局長通達「民事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用について」が発出されました。この通達の趣旨等は、別添の「「民事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用について」の概要」のとおりですから、裁判官及び裁判所書記官等の関係職員に配布するなどして、その趣旨等を周知させるようお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(平成20.2.5総三印)

「民事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用について」の概要

第1 趣旨

民事裁判事務支援システム（以下「民裁支援システム」という。）の導入に伴い、導入府においては、従前と異なる事務処理を行うこととなることから、次の1から7までの通達の定めと異なる取扱いができるよう規定を整備した。

1 [REDACTED]

2 [REDACTED]

[REDACTED]」（以下「[REDACTED]」という。）

3 平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」（以下「保存通達」という。）

4 平成4年9月2日付け最高裁総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」（以下「保管金等運用通達」という。）

5 [REDACTED]

[REDACTED]」（以下「[REDACTED]」という。）

6 平成7年3月24日付け最高裁総三第14号総務局長通達「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」（以下「保管送付通達」という。）

7 平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」

第2 主な内容

1 事件の受付及び分配（記第1）

(1) 事件の受付は、[REDACTED]に代えて民裁支援システムのサーバーに記録する方法により行うこととした。

(2) 事件記録の授受は、受領者が、  
[REDACTED] を民裁支援システムのサーバーに記録することにより行うこととした。

2 [REDACTED] の備付け（記第2）

[REDACTED] については、[REDACTED] により備付けが定められているところ、  
[REDACTED] を民裁支援システムのサーバーに記録することにより、その備付けは要しないこととした。

3 事件記録等の保存及び廃棄（記第3）

事件記録の保存及び廃棄に関しては、[REDACTED] に代えて、  
[REDACTED] を民裁支援システムのサーバーに記録する方法により管理することとした。そのほか、[REDACTED] 目録や [REDACTED] 目録は民裁支援システムから印刷されるものを利用することとなるため、保存通達に定める様式によることを要しないこととした。

4 保管金（記第4の1）

保管金の取扱いについては、[REDACTED] がされているため、[REDACTED] は民裁支援システムのみで行うことができる（民裁支援システム内では、[REDACTED]）。主要な内容については以下のとおりである。

(1) [REDACTED] の作成

[REDACTED] の作成は、民裁支援システムのサーバーに [REDACTED] を記録した上、民裁支援システムにより [REDACTED] を印刷することになるため、その旨を定めることとした。

なお、提出者が、[REDACTED] と併せて民裁支援システムのサーバーに記録した上、[REDACTED] を印刷することとした。

(2) [REDACTED] の取消し

既に民裁支援システムのサーバーに記録した [REDACTED] については、訂正による処理ができないため、[REDACTED] を新たに取得して [REDACTED] を作成する必要がある。この場合、[REDACTED] が [REDACTED] の状態で残ってしまうため、これを取り消した上、従前出力した [REDACTED] を廃棄する。

また、提出者が、紛失等により [REDACTED] の再交付を申し出た場合についても、従前交付した [REDACTED] を使って保管金が納められることのないよう、既に記録した [REDACTED] を取り消すこととした。

#### (3) 保管金受入通知

[REDACTED] 保管金の受入れに関する通知を、民裁支援システムにより行うこととした。具体的には、[REDACTED] の [REDACTED] において、[REDACTED] をサーバーに記録することにより出納官吏への通知が行われる。ただし、提出者の住所及び氏名は同画面から記録することができないので、それらの情報については、別途、適宜の方法により出納官吏へ通知する必要がある。

#### (4) [REDACTED] 明細書の取扱い

移送や上訴等により他の裁判所に事件記録を送付する場合などの「[REDACTED] を事件記録上明らかにすべき事情が生じたとき」に [REDACTED] 明細書を民裁支援システムにより印刷し、事件記録につづり込むこととした。

なお、確定記録の引継ぎの際、係書記官及び主任書記官が、当該事件に関して納められた保管金の残額がないかどうかをチェックするための方法として、引き継ぐ事件記録のすべてに [REDACTED] 明細書を添付するという運用も考えられる。

### 5 民事保管物（記第4の2）

民事保管物の取扱いについては、民裁支援システムにおいて初めて [REDACTED] を用いて事務処理ができることとなるため、これに伴い、民裁支援システムを用いた民事保管物の取扱いに関する事務処理の運用について定めるこ

ととした。主要な内容については以下のとおりである。

(1) [REDACTED]

保管金等運用通達においては、民事保管物は、保管番号（民事保管物受払簿により係書記官が採番）及び原簿進行番号（民事保管物原簿により保管物主任官が採番）の2種類の番号により管理されているところ、民裁支援システムにおいては、係書記官と保管物主任官が共通のシステムを使用することで、2種類の番号を使用して管理する必要がなくなるため、共通管理番号として[REDACTED]を新設し、一元管理することとした。

(2) 番号札（別紙様式第1）

保管金等運用通達においては、民事保管物のうち、封筒に入れることができない物については、個々に番号札を付ける等の措置を講ずることと定められており、番号札の様式も定まっているところ（保管金等運用通達別紙様式第5），この様式は、新しい[REDACTED]の名称に対応していないため、新しく様式を定めることとした。

(3) [REDACTED]

保管金等運用通達においては、民事保管物を鑑定人等に貸し出す場合には、仮出民事保管物送付簿に所要の事項を記載して裁判長又は裁判官の認印（決裁）を受けることと定められているところ、民裁支援システムにおいては、裁判長又は裁判官の決裁が電子化されていないため、民裁支援システムから印刷される[REDACTED]を使用して貸出処理を行うこととし、[REDACTED]の整理及び保存について定めを置くこととした。

6 [REDACTED]（記第5）

[REDACTED]については、民裁支援システムでは管理しないため、[REDACTED]の管理に関しては、[REDACTED]に定めるとおりの方法により管理することとなる。

ただし、[REDACTED]が電子データ化されているため、[REDACTED]へ登載する書類と

ともに [REDACTED] を受領したときは、[REDACTED] を民裁支援システムのサーバーに記録することとした。

## 7 事件記録の保管及び送付（記第6）

(1) 事件記録を貸し出す場合においては、裁判官等との間では、[REDACTED] [REDACTED] を民裁支援システムのサーバーに記録することにより、訴訟関係人等との間では、[REDACTED] を民裁支援システムのサーバーに記録した上事件記録の受領者から預かり証を受け取る等の方法により、授受を明確にすることとした。

なお、閲覧贋写の申請により記録係に事件記録を貸し出すときには、民裁支援システムから [REDACTED] を印刷して、これに受領者の受領印を受けるなどの運用も考えられる。

(2) 事件記録出納簿については、保管送付通達に備置き及び記載事項が定められているところ、[REDACTED] を民裁支援システムのサーバーに記録することにより、その備置きを要しないこととした。

なお、この記載事項のうち [REDACTED] については、[REDACTED] 付されていることから、[REDACTED] をサーバーに記録することで足りる。

## 8 事件記録等の閲覧等（記第7）

係書記官から記録係に対し、閲覧贋写のために事件記録等を貸し出す場合には、[REDACTED] を民裁支援システムのサーバーに記録することにより、授受を明確にすることとした。

## 9 経過措置

(1) 民事保管物に関する事務の取扱いに関しては、新しい機能のため、民裁支援システム導入時において、保管物主任官との連携準備など、準備期間を設けることが必要な場合も考えられるため、経過措置を置くこととした。上申書については、各庁から総務局第三課長あて（総務局第三課訟廷調査第一係

担当)に提出されたい。

(2) 民裁支援システム導入前に受入手続をした民事保管物については、民裁支援システムを利用しないこととし、その取扱いについては、従前の例(保管金等運用通達)によることとした。

### 第3 留意事項

#### 1 事件記録等の授受について

事件記録、事件書類又は民事保管物の授受の際、帳簿等を利用した従前の取扱いにおいては、交付者が帳簿へ受領印を受けるなどの方法により授受を行っていたところ、民裁支援システムにおいては、受領者が、[REDACTED]を民裁支援システムのサーバーに記録するなどの方法により授受を行っているため、交付者が受領者によるサーバーへの記録が適正に行われたことを確認する運用が相当である。

#### 2 民事保管物の事務の取扱いの特例について

保管金等運用通達付記第4項に定める「規程附則第3項による民事保管物の事務取扱いの特例」により民事保管物を事件記録とともに保管する場合については、民裁支援システムの機能が対応していないため、従前のとおり保管金等運用通達に定める方法により民事保管物を取り扱うことになる。

最高裁総三第5号

(訟い-01)

令和2年1月15日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村田齊志

裁判事務支援システムを利用した刑事事件の事務処理の運用  
について（通達）

平成5年3月30日付け最高裁総三第11号事務総長依命通達「コンピュータを利用した事務処理について」に基づき、裁判事務支援システムを利用した刑事事件の事務処理の運用について下記の第1から第3までのとおり定めましたので、これによってください。また、裁判事務支援システムを利用した場合における刑事事件の帳簿諸票の記載等に関する事務及び事件記録の保管に関する事務の取扱いについても下記の第2及び第4のとおり定めましたので、平成4年8月21日付け最高裁総三第28号総務局長通達「帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」（以下「帳簿諸票取扱通達」という。），同年9月4日付け最高裁総三第36号総務局長通達「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」（以下「刑事事件記録の送付保存通達」という。）及び平成7年3月24日付け最高裁総三第14号総務局長通達「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」（以下「保管送付通達」という。）の定めにかかわらず、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

## 第1 受付及び分配等

### 1 受付

[REDACTED]  
[REDACTED] (以下 [REDACTED] という。) [REDACTED]  
[REDACTED] を要する書類（簡易裁判所にあっては  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED], 高等裁判所にあっては [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] を受領した場合には、[REDACTED] に代  
えて、裁判事務支援システムのサーバー（裁判事務支援システムを構成する機  
器のうち、磁気情報を集中的に管理して処理するコンピュータをいう。）の記  
憶装置（以下「サーバー」という。）に所要事項を記録する。

### 2 分配等

- (1) [REDACTED] の定めにより事件記録を交付した場合には、同2  
に定める受領印は、別に作成する事件記録等授受簿に受ける。
- (2) 事件記録等授受簿の保存期間は、5年とする。

## 第2 [REDACTED] の備付け等

### 1 [REDACTED]

[REDACTED]  
[REDACTED] (以下 [REDACTED] という。) 記第1の1に定  
める [REDACTED] をサーバーに記録することとした [REDACTED]  
については、その備付けを要しない。

### 2 [REDACTED]

(1) [REDACTED]

が記載された書面を裁判事務支援システムから出力したデータを用いて印刷した場合には、[REDACTED]に受ける受領印は、当該書面に受ける。

(2) (1)の場合において、受領印を受けた書面は、送付の日の順にバインダー等にとじて整理し、送付の日が属する司法年度ごとに編冊を作成する。

(3) (2)の定めにより作成された編冊は、[REDACTED]の定めにより備え付けられた[REDACTED]とみなす。

3 [REDACTED]

(1) [REDACTED]の備付けは、サーバーに必要な事項を記録する方法による。

(2) 上訴、移送、回付等により事件記録を他の裁判所に送付する場合には、当該事件記録とともに裁判事務支援システムから出力したデータを用いて印刷した[REDACTED]を送付する。

### 第3 事件記録の保存及び廃棄に関する帳簿の記載

[REDACTED]を備え付けない場合には、[REDACTED]に代えて、刑事事件記録の送付保存通達[REDACTED]に定める事項をサーバーに記録する。

### 第4 事件記録の保管

保管送付通達記第1の5に定める対照調査は、事件記録とサーバーに記録された内容及び帳簿諸票とを対照する方法により行う。

#### 付 記

この通達は、令和2年2月25日から実施する。